

○電波法施行規則別表第一号の三の第1の表21の項及び第2の表2の項の規定による許可を要しない工事設計の軽微な事項（昭和五十一年郵政省告示第八十七号）の一部を改正する告示案 新旧対照表

改正後	改正前						
<p>[1～4 略]</p> <p>[判る]</p> <p><u>5～8</u> [略]</p>	<p>[1～4 同上]</p> <p><u>5</u> MCA陸上移動通信（設備規則第3条第5号に規定するMCA陸上移動通信をいう。）を行う無線局の制御装置の工事設計の全部又は一部分について変更する場合（制御装置の全部又は一部分について変更の工事をする場合を含む。）</p> <table border="1" data-bbox="614 1137 965 1971"> <thead> <tr> <th data-bbox="885 1137 965 1541">工事設計のうち軽微なものと するもの</th> <th data-bbox="885 1541 965 1971">適用の条件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="805 1137 885 1541">1 制御装置の全部に係る工事設計</td> <td data-bbox="805 1541 885 1971">当該部分の全部について判る場合に限る。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="614 1137 805 1541">2 制御装置の部品に係る工事設計</td> <td data-bbox="614 1541 805 1971">設備規則第49条の7第2号のイ（2）若しくはロ（8）の規定又は平成2年郵政省告示第348号の規定により備え付けなければならぬ記憶装置に書き込む情報を追加する場合に限る。</td> </tr> </tbody> </table> <p>注 施行規則第10条第2項の規定により準用する場合においては、工事設計のうち軽微なものとするものの欄中「工事設計」とあるのは「変更の工事」と、適用の条件の欄中「判る場合」とあるのは「撤去する場合」と、「書き込む情報を追加する場合」とあるのは「情報を書き加える場合」と読み替えるものとする。</p> <p><u>6～9</u> [同上]</p>	工事設計のうち軽微なものと するもの	適用の条件	1 制御装置の全部に係る工事設計	当該部分の全部について判る場合に限る。	2 制御装置の部品に係る工事設計	設備規則第49条の7第2号のイ（2）若しくはロ（8）の規定又は平成2年郵政省告示第348号の規定により備え付けなければならぬ記憶装置に書き込む情報を追加する場合に限る。
工事設計のうち軽微なものと するもの	適用の条件						
1 制御装置の全部に係る工事設計	当該部分の全部について判る場合に限る。						
2 制御装置の部品に係る工事設計	設備規則第49条の7第2号のイ（2）若しくはロ（8）の規定又は平成2年郵政省告示第348号の規定により備え付けなければならぬ記憶装置に書き込む情報を追加する場合に限る。						

この告示は、公布の日から施行する。